

第 14 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号

株式会社ジャパンネット銀行

代表取締役社長 小村 充広

中間貸借対照表 (平成 2 5 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	45,530	預 金	518,898
コ ー ル ロ ー ン	20,000	そ の 他 負 債	17,618
買 入 金 銭 債 権	8,300	未 払 法 人 税 等	1,167
金 銭 の 信 託	12,510	資 産 除 去 債 務	39
有 価 証 券	460,595	そ の 他 の 負 債	16,411
貸 出 金	31,249	賞 与 引 当 金	105
そ の 他 資 産	6,527	退 職 給 付 引 当 金	142
そ の 他 の 資 産	6,527	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	512	繰 延 税 金 負 債	109
無 形 固 定 資 産	5,021	負 債 の 部 合 計	536,878
貸 倒 引 当 金	△ 25	(純資産の部)	
		資 本 金	37,250
		資 本 剰 余 金	4,626
		資 本 準 備 金	4,626
		利 益 剰 余 金	10,570
		利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	10,501
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,501
		株 主 資 本 合 計	52,447
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	896
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	896
		純 資 産 の 部 合 計	53,343
資 産 の 部 合 計	590,221	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	590,221

中間損益計算書 { 平成25年 4月 1日から
平成25年 9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	11,762
資 金 運 用 収 益	3,482
（うち貸出金利息）	（ 2,283 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,149 ）
役 務 取 引 等 収 益	4,653
そ の 他 業 務 収 益	1,065
そ の 他 経 常 収 益	2,559
経 常 費 用	8,860
資 金 調 達 費 用	180
（うち預金利息）	（ 180 ）
役 務 取 引 等 費 用	3,626
そ の 他 業 務 費 用	285
営 業 経 費	4,488
そ の 他 経 常 費 用	279
経 常 利 益	2,901
特 別 損 失	12
税 引 前 中 間 純 利 益	2,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,121
法 人 税 等 調 整 額	△ 42
法 人 税 等 合 計	1,079
中 間 純 利 益	1,810

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法によるおります。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、建物 は定額法、動産 は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～18年
その他	5年～6年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
まず、取引先を自己査定に基づき、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。
正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想貸倒率等に基づき計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各々が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法により、当中間期末における退職給付債務（自己都合要支給額）を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間期末の要支給額を計上しております。
5. 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準
外貨建資産は、中間決算日の為替相場による円換算額を付すこととしております。
6. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によるおります。なお、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び社債に合計30,474百万円含まれております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は2百万円、延滞債権額は80百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は0百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は104百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
資金調達、為替決済等の取引の担保として、有価証券59,793百万円及び預け金30百万円を差し入れております。
また、その他資産には、先物取引差入証拠金100百万円および保証金敷金303百万円が含まれております。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、68,811百万円であります。
これらは全て原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由のあるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,479百万円

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益26百万円を含んでおります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損12百万円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

- 株式に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当中間期 増加株式数	当中間期 減少株式数	当中間期末 株式数	摘要
普通株式	576,200	—	—	576,200	—
第一種無議決権株式	283,800	—	—	283,800	—
合計	860,000	—	—	860,000	—

- 配当に関する事項

当中間期中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月13日 定時株主総会	普通株式	115百万円	200円	平成25年3月31日	平成25年6月14日
	第一種無議決権株式	56百万円	200円	平成25年3月31日	平成25年6月14日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	45,530	45,530	—
(2) コールローン	20,000	20,000	—
(3) 買入金銭債権	8,300	8,300	—
(4) 金銭の信託	12,510	12,510	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	25,128	25,610	482
その他有価証券	435,467	435,467	—
(6) 貸出金	31,249	31,249	—
資産計	578,185	578,668	482
(1) 預金	518,898	519,089	191
負債計	518,898	519,089	191
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	891	891	—
デリバティブ取引計	891	891	—

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を、正味の債権・債務の純額で表示しております。
合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預け金はすべて満期のないものであります。

(2) コールローン、(3) 買入金銭債権

これらは、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金銭の信託

運用目的でなくかつ満期のない金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、金銭の信託はすべて運用目的でなくかつ満期のないものであります。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、最終返済期限までの残存期間が短期間（6ヶ月以内）のもの、及び当座貸越で返済期限を設けていないものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。最終返済期限までの残存期間が6ヶ月を超えるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を新規貸出を行う際の利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成25年9月30日現在)

(単位: 百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	17,530	18,020	490
	外国債券	500	503	3
	小計	18,030	18,524	493
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	7,097	7,086	△11
	外国債券	—	—	—
	小計	7,097	7,086	△11
合計		25,128	25,610	482

2. その他有価証券 (平成25年9月30日現在)

(単位: 百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	71,352	71,100	252
	地方債	22,486	22,432	54
	社債	259,722	259,116	605
	外国債券	100	100	0
	その他	12,953	12,171	782
	小計	366,615	364,920	1,695
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	5,227	5,233	△6
	地方債	1,012	1,012	△0
	社債	61,637	61,882	△245
	外国債券	307	308	△1
	その他	667	717	△50
小計	68,852	69,154	△302	
合計		435,467	434,075	1,392

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とする
とともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) することとしております。
当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の
区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と
同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きい
と認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、
実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成25年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち中間貸借 対照表計上額が 取得原価を超え るもの	うち中間貸借 対照表計上額が 取得原価を超え ないもの
その他の金銭の信託	12,510	12,510	—	—	—

(*) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券償却	151 百万円
未払事業税	100
退職給付引当金	50
賞与引当金	40
繰延消費税	15
資産除去債務	14
その他	24
繰延税金資産小計	397
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	397
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	496
資産除去債務に係る有形固定資産	10
繰延税金負債合計	507
繰延税金負債の純額	109 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 62,027円02銭
- 1株当たりの中間純利益金額 2,105円18銭

(自己資本比率)

- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、39.49%であります。